



第24期 第12回総会

## 別海町農業委員会議事録

(令和3年5月31日)

---

○開催日時 令和3年5月31日(月)  
午前10時00分から午前11時30分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

### ○議事日程

- |       |         |                                      |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の許可書の交付について                  |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について      |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について            |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について          |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について          |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について                  |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて                           |



次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席2.1番 山 田 良 雄 ⑩

議席2.2番 押 田 賢 二 ⑩

---

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告3件、議案5件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第12回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は27名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。21番山田良雄委員、22番押田賢二委員。以上2名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

---

◎日程第1 報告第1号

○議長（小野会長）

日程第1 報告第1号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第1号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件、第1号については1月29日開催の第8回総会で、第2号・第3号については2月26日開催の第9回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興地域整備計画変更における計画変更完了通知がありました令和3年5月10日としております。また、意見聴取案件ではありませんが、第11回総会で御審議いただいた[ ]の申請については、4月28日に許可書を発行しております。以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで2号につきまして委員の御子息に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づく議事参与制限といたします。

それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

---

## ◎日程第2 報告第2号

○議長(小野会長)

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主任)

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。本件につきましては、5月19日に現地調査を行いました。

報告内容について、第1号は、計画高8,992㎡に対して出来高6,846㎡であり、そのほかは申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

5月19日に藤井委員と市川委員と3名で見てまいりました。この場所は新規申請があった場所の完了届です。砂を採取した箇所は河川用地近くの細長い土地で、播種はされていませんでしたがきれいに整地されており、続けて採取を行うということで問題ないと見てきました。

○議長(小野会長)

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第3 報告第3号

○議長(小野会長)

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主任)

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は1件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。



第7号、貸人、[ ]番地、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]－外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。契約期間、平成31年2月1日から令和6年1月31日。

第8号、貸人、[ ]の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]－外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。契約期間、平成29年5月2日から令和4年5月1日。

第9号、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地[ ]－外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。契約期間、平成31年2月1日から令和6年1月31日。以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

---

◎日程第5 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ]－外筆、合計[ ]m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長女の夫に全地使用貸借するた

め申請するものである、借人は義父から全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から30年間です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は前号と同じです。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から20年間です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、[ ]番地の[ ]、[ ]。譲受人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は経営規模拡大のため買い受けるものである。売買金額は [ ] 円。1ヘクタール当たり約 [ ] 円です。

第8号、申請人の住所氏名、譲渡人、[ ]番地の[ ]、[ ]。譲受人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。権利関係は贈与です。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許

可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。  
許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間は許可日から5年間です。賃料は 円で1ヘクタール当たり約 円です。

第10号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、  
。借人、 番地の 、  
。許可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から10年間で、権利関係は使用貸借です。

第11号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、  
。借人、 番地の 、  
。許可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から5年間です。賃料は 円で1ヘクタール当たり約 円です。

第12号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、  
。借人、 番地の 、  
。許可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。賃料は 円で1ヘクタール当たり約 円です。

第13号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、  
。譲受人、 番地の 、  
。許可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、経営の主体である長男に全地贈与するため申請するものである。譲受人は父より全地贈与を受けるため申請するものである。権利関係は贈与です。

第14号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、  
。借人、 番地  
。許可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間は許可日から3年間です。賃料は 円で1ヘクタール当たり 円です。

第15号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、  
。借人、 番地の 、  
。許可を受けようとする土地の表示、  
— 外 筆、合計  $m^2$ 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するもので

ある。貸借期間は許可日から30年間です。

第16号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。

第17号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から20年間です。

第18号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から30年間です。

第19号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から20年間です。

第20号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - 外 [ ] 筆、合計 [ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由は前号と同じです。貸借期間は許可日から30年間です。

第21号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ] - [ ]、[ ] m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長女の夫に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、義父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から20年間です。以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

#### ○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては1番及川委員。2号、3号につきましては9番畠山委員。4号につきましては24番伊藤委員。5号、6号につきましては11番芳賀委員。7号、8号につきましては21番山田委員。9号から12号につきましては18番藤井委員。13号につきましては12番中村委員。14号につきましては4番市川委員。15号につきましては25番竹花委員。16号から21号につきましては11番芳賀委員。

ここで、4号につきましては[ ]委員本人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[ ]番 [ ]委員 一時退席）

#### ○議長（小野会長）

それでは、4号につきまして24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

はい、これまでも使用貸借していましたが、期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第2号の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

それでは、1号につきまして1番及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

これまでも使用貸借していましたが、期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号、3号を9番畠山委員お願いいたします。

○9番 畠山委員

2号、3号ともにこれまでも使用貸借しておりましたが、期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号、6号を11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、同じく親子間での使用貸借継続としての再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、7号、8号を21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。 さんですが、昨年奥さんの体調悪化で長期療養が必要となり、経営規模を縮小することになりました。今回、離れ地を さんに 円、1ヘクタール当たり での売買と贈与となりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、9号から12号を18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

はい、[ ] ですが今回新たに [ ]  
[ ] を設立しまして、今まで [ ] が借りていた土地を [ ]  
[ ] が引き続き使用貸借するものです。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、13号を12番中村委員お願いいたします。

○12番 中村委員

父親の [ ] さんから、長男である [ ] さんが土地を生前贈与する内容となりました。経営の主体になり頑張っていくと話していましたので、よろしくお願ひします。

○議長（小野会長）

続きまして、14号を4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

[ ] さんの畑なのですが、この度 [ ] さんが規模拡大のために借り受けることになりました。よろしくお願ひします。

○議長（小野会長）

続きまして、15号を25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

[ ] さんと、息子の [ ] さんが親子間の経営移譲のため使用貸借する案件です。現在、 [ ] さんが中心に経営されており、問題ないと思います。

○議長（小野会長）

続きまして、16号から21号を11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい。全て親子間での契約の更新となります。経営の主体の方に引き続き使用貸借を続けたいということです。よろしくお願ひします。

○議長（小野会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。ここで議案第2号の4号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○議長（小野会長）

はい、8番加藤真純委員。

○8番 加藤真純委員

21号の説明で期限の更新と言われていたと思うのですが、 [ ] さんは既に100町くらいの経営地を [ ] さんから使用貸借しておりまして、この1町6反だけ分けて使用貸借の契約をしていたということでしょうか。

○事務局（山下主査）

こちらの [ ] - [ ] という地番につきましては [ ] さんが別の方に使用貸借で貸していたのですが、解約しまして、新たに [ ] さんが使用貸借するものになります。以上です。

○8番 加藤真純委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問はございませんか。

○議長（小野会長）

はい、2番山崎委員。

○2番 山崎委員

第9号と第12号の賃料単価について、9号が1ヘクタール当たり [ ] 円、12号が1ヘクタール当たり [ ] 円と聞き取れたが、間違いないか確認したい。どちらも同じ別海地区であるにも関わらず賃料単価にかなりの差が生じている。また、別海地区の賃料の平均・最高・最低価格が公表されていたと思うが、その金額を教えてください。

○事務局（山下主査）

9号については賃料 [ ] 円で1ヘクタール当たり約 [ ] 円。12号については賃料 [ ] 円で1ヘクタール当たり約 [ ] 円です。別海地区の賃借料情報につきましては、平均価格が2万2,459円、最高価格が3万6,620円、最低価格が3,484円となっています。

○2番 山崎委員

9号の賃料単価であるヘクタールあたり [ ] 円の価格はお互い企業同士の契約の行為をもって決めた単価ということで理解してよろしいですか。

○事務局（山下主査）

そうです。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第2号の4号を除きまして承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、議案第2号の4号を除きまして原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第6 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。それでは議案を朗読します。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、面積、1万3,280.24㎡の内1万3,727.05㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計1万3,727.05㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、面積、5万5,780㎡の内5,736.45㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、5,736.45㎡。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。転用者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、8番加藤真純委員。2号につきましては、4番市川委員。

それでは1号につきまして、8番加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。1号ですが、[ ]さんが今回牛舎建設のために4条転用を行うというものです。場所は4月19日に見てきたのですが、施設等の敷地と隣接している土地で、非常に優良な平らな土地ですが、全く敷地周りに余裕が無く、経営拡大の方針からこのような転用になるということで、やむを得ないと思って見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして2号を4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

[ ]さんの件ですが、建設予定の施設は、180頭規模のスリーローのフリーストール牛舎、ラグーンとなっています。場所としては、もともとパドックとして使っていたところであり、規模拡大のために今回申請がありました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第3号につきまして委員説明が終わりました。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

(10時55分から11時05分まで休憩)

---

### ◎日程第7 議案第4号

○議長(小野会長)

日程第7 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5の1の(6)による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で24件ございます。内訳は、所有権の移転が8件、利用権の設定が16件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ]一外筆、計[ ]㎡。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林 孝。利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和3年6月1日。対価、[ ]円。対価の支払い方法、指定口座に振り込み。対価の支払い期限、令和4年3月31日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から7号までの所有権の移転をする者、次号から8号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略します。

第2号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ]一外筆、計[ ]㎡。利用目的、同上です。対価、[ ]円。対価の支払い期限、令和3年7月31日。

次号から7号まで対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略します。

第3号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ] - 外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。利用目的、同上です。対価、[ ]円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ] - 外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[ ]円。

第5号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ] - [ ]、計[ ]m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑として利用。対価、[ ]円。

次号から8号までの利用目的については同文ですので朗読を省略します。

第6号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ] - [ ]外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。対価[ ]円。

第7号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ] - 外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。対価、[ ]円。所有権の設定をする土地の所有権の移転をする者以外の権原者等、[ ]丁目[ ]番[ ]号、[ ]。権原の種類、地役権。

第8号、所有権の移転を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。所有権の移転をする土地、[ ] - 外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。所有権の移転をする者、[ ]番地の[ ]、[ ]。対価[ ]円。対価の支払い期限、令和3年11月30日。調整委員、市川委員と大内委員。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[ ]番地の[ ]、[ ]。利用権を設定する土地、[ ] - [ ]、計[ ]m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、[ ]番地の[ ]、[ ]。利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和3年6月1日。終期、令和8年5月31日。借賃、年間[ ]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、林委員と藤井委員です。次号から16号までの利用権の種類、始期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第2号、利用権の設定を受ける者、[ ]番地[ ]、[ ]。利用権を設定する土地、[ ] - 外筆、計[ ]m<sup>2</sup>。利用権の設定をする者、[ ]番地の[ ]、[ ]。内容、同上です。終期、令和8年5月31日。借賃、年間[ ]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、藤井委員と林委員です。

第3号、利用権の設定を受ける者、同上です。利用権を設定する土地、  
番地、  
外筆、計  $m^2$ 。利用権の設定をする者、  
番地の、  
。内容、牧草畑及び採草放牧地として  
利用。終期、令和13年5月31日。借賃、年間 円。借賃の  
支払い方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整  
委員、藤井委員と林委員です。

第4号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。利用権を設定する土地、  
外筆、計  $m^2$ 。利用権の設定をする者、番地、  
。内容、同上です。終期、令和8年5月31日。借賃、年間  
円。借賃の支払い方法、毎年11月20日までに指定口座に振り  
込むものとする。調整委員、林委員と藤井委員です。

第5号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。利用権を設定する土地、  
外筆、計  $m^2$ 。利用権の設定をする者、  
番地の、  
。内容、同上です。終期、令和8年5月31日。借賃、  
年間 円。借賃の支払い方法、毎年12月20日までに指定口座に振り  
込むものとする。調整委員、藤井委員と林委員です。

第6号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。利用権を設定する土地、  
外筆、計  $m^2$ 。利用権  
の設定をする者、同上です。内容、同上です。終期、令和8年5月31日。  
借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年12月20日までに指定口座  
に振り込むものとする。調整委員、藤井委員と林委員です。

第7号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。利用権を設定する土地、  
外筆、  
計  $m^2$ 。利用権の設定をする者、番地の、  
。内容、牧草畑として利用。終期、令和6年5月31日。借賃、年間  
円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込む  
ものとする。調整委員、畠山委員と内藤委員です。

第8号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。利用権  
を設定する土地、  
外筆、計  $m^2$ 。利用権の設定  
をする者、内容、終期は同上です。借賃、年間 円。借賃の  
支払い方法、調整委員、同上です。

第9号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。利用  
権を設定する土地、  
、計  $m^2$ 。利用権の設定をする者、  
  
号、  
。内容、同上です。終  
期、令和8年5月31日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年1  
2月20日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、芳賀委員と伊  
藤委員です。

第10号、利用権の設定を受ける者、番地の、  
。

利用権を設定する土地、[ ] - 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。  
利用権の設定をする者、[ ] 丁目 [ ] 番地、[ ]。内容、牧草畑  
及び採草放牧地として利用。終期、令和6年1月31日。借賃、年間 [ ]  
円。借賃の支払い方法、毎年12月25日までに指定口座に振り込むもの  
とする。調整委員、大内委員と中村委員です。

第11号、利用権の設定を受ける者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。  
利用権を設定する土地、[ ] - 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。  
利用権の設定をする者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。内容、同上  
です。終期、令和8年5月31日。借賃、年間 [ ] 円。借賃の  
支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整  
委員、中村委員と大内委員です。

第12号、利用権の設定を受ける者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。  
利用権を設定する土地、[ ] - 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。  
利用権の設定をする者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。内容、牧草畑と  
して利用。終期、令和13年5月31日。借賃、年間 [ ] 円。  
借賃の支払い方法、同上です。調整委員、大内委員と中村委員です。次号か  
ら16号まで設定する利用権の内容は同文ですので朗読を省略します。

第13号、利用権の設定を受ける者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。  
利用権を設定する土地、[ ] - [ ]、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権  
の設定をする者、終期、同上です。借賃、年間 [ ] 円。借賃の  
支払い方法、調整委員、同上です。

第14号、利用権の設定を受ける者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。利用  
権を設定する土地、[ ] - 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用権の  
設定をする者、[ ] 番地 [ ]、[ ]、  
[ ]。終期、令和8年5月31日。借賃、年間 [ ] 円。借賃の支  
払い方法、同上です。調整委員、竹花委員と木幡委員です。

第15号、利用権の設定を受ける者、[ ] 番地、[ ]。  
利用権を設定する土地、[ ] - 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。利用  
権の設定をする者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。終期、令和6年5月  
31日。借賃、年間 [ ] 円。借賃の支払い方法、毎年10月31日までに  
指定口座に振り込むものとする。調整委員、大内委員と及川委員です。

第16号、利用権の設定を受ける者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。  
利用権を設定する土地、[ ] - 外 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。  
利用権の設定をする者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。終期、令和8  
年5月31日。借賃、年間 [ ] 円。借賃の支払い方法、同上で  
す。調整委員、羽石委員と中洞委員です。以上で議案第4号の内容説明を終  
わります。

#### ○議長（小野会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から  
第7号につきましては北海道農業公社の買戻案件ですので事務局説明のみと

させていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の8号につきましては4番市川委員。利用権設定の1号と4号につきましては23番林委員。2号と3号、5号と6号につきましては18番藤井委員。7号と8号につきましては9番畠山委員。9号につきましては11番芳賀委員。10号から13号につきましては12番中村委員。14号につきましては25番竹花委員。15号につきましては10番大内委員。16号につきましては14番羽石委員。

それでは所有権移転の8号につきまして4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

■さんが■さんから長年借りていた畑を今回売買することとなったものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権設定の1号と4号につきまして23番林委員お願いします。

○23番 林委員

まず1号について説明します。■さんが■さんから借りている畑ですが、賃貸の期限が来ましたので、同条件で再設定するものです。次に4号の説明ですが、■さんが■さんから借りている畑について、これも同じく期限が来るので再設定するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号・3号・5号・6号につきまして18番藤井委員お願いします。

○18番 藤井委員

2号・3号ともに継続案件です。■さんが■さん、■さんから借りている土地です。5号・6号は、■さんと■さんが、■さんから畑を借りていたのですが、この度■さんが亡くなりまして、今回の更新から相続した奥さんの■さん名義で賃貸契約を結ぶというものです。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして7号・8号につきまして9番畠山委員お願いします。

○9番 畠山委員

■さんが休農するに当たり、■さんの農地を近隣の■さんと■さんが賃貸することとなりました。

○議長（小野会長）

続きまして9号につきまして11番芳賀委員お願いします。

○11番 芳賀委員

これは長年に渡る継続案件で、今回も同条件で再設定することになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして10号から13号につきまして12番中村委員お願いします。

○12番 中村委員

10号ですが、今回 さんが離農するということで、 さんが さんから借りていた農地を、 さんが同額で3年間新しく賃貸することになった案件でございます。11号ですが、 さんが さんに賃貸している畑について5月31日で賃貸の期限が切れることから、両者確認の上、同条件で5年間の賃貸更新をするものです。12号・13号については、 さんが農地中間管理事業を活用して、公社を通して さんに農地を貸していましたが、 さんの離農に伴い、利用調整した結果、農地中間管理事業は使わず、 さんと さんが10年間で賃貸することとなりました。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして14号につきまして25番竹花委員申し上げます。

○25番 竹花委員

さんと さんの賃貸ですが、期限到来による更新案件です。金額・期限同条件ということですのでよろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして15号につきまして10番大内委員申し上げます。

○10番 大内委員

さんと さんの賃貸ですが、 さんは さんと隣接しているということで、3年間賃貸することとなりました。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして16号につきまして14番羽石委員申し上げます。

○14番 羽石委員

ご説明いたします。 ー については さんが元から借りていた土地で、 ー と ー については さんが借りていた土地ですが、この 筆は地続きで1枚となっていることと、 さんは後継者も戻ってきており規模を拡大したいということで、今回調整した結果、 さんが借りていた 筆についてもまとめて さんが借りることとなりました。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

---

◎日程第8 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[ ] - [ ]、面積2,531㎡。利用状況、原野。所有者、[ ]番地、[ ]。

第2号、所在、[ ] - [ ]、面積820.59㎡。利用状況、雑種地。所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。

第3号、所在、[ ] - [ ]、面積865㎡。利用状況、宅地。所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。

第4号、所在、[ ] - [ ]、面積446.66㎡。利用状況、宅地。所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては19番木幡委員。2号につきましては4番市川委員。3号につきましては9番畠山委員。4号につきましては11番芳賀委員。

それでは1号につきましては19番木幡委員お願いします。

○19番 木幡委員

はい、説明します。小島委員と中洞委員と見に行ってきました。[ ]の[ ]の裏で、畑の一部が飛び出たようなところ。現況としては機械等が置いてあり荒地になっており、現況変更は仕方がないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第2号につきましては4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

5月19日に芳賀委員と藤井委員と現地調査に行ってきました。[ ]さんの住宅周りなのですが、昔、小屋や倉庫等があった場所ということで荒れており農地ではなかったので問題ないと思います。新たに従業員用の宿舎を建設するということがあります。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして第3号につきまして9番畠山委員お願いします。

○9番 畠山委員

ここは道路から住宅までの通路となっている場所で、現在も道路として使われており非農地と見てきました。よろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第4号につきまして11番芳賀委員お願いします。

○11番 芳賀委員

後継者の新規住宅建設予定地としてあがってきた案件です。母屋の隣に位置する場所であり、現状は家庭菜園等に利用されていきました。問題ないと見てきました。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

---

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。これをもちまして、第12回総会を閉会します。